

生活困窮世帯の中学生への学習支援事業と学生ボランティアの学び

嘉納, 英明
公立大学法人名桜大学教員養成支援センター

<https://doi.org/10.15017/1560864>

出版情報：生活体験学習研究. 15, pp.67-73, 2015-02-15. 日本生活体験学習学会
バージョン：
権利関係：

生活困窮世帯の中学生への学習支援事業と学生ボランティアの学び

嘉納 英明*

1. 子どもの貧困をめぐる言説

子どもの貧困問題とその対策について積極的に議論を展開している阿部彩は、子どもや勤労世代の貧困率の上昇や就労援助費受給率の増加等を指摘し、それは、政府の税制や社会保障制度の国内政策に起因しているとしている⁽¹⁾。その上で、阿部は貧困対策としての教育に注目し、「学力格差・学歴格差の問題はもちろん重要であるが、まず、必要なのは、義務教育が保障すべき『最低限の教育』を身につけられていない貧困の子どもたちへの視線である」と述べている。つまり、「すべての子どもが社会に出て自立して生きていくための基礎としての教育を身につける」ことを貧困対策に掲げている⁽²⁾。宮武正明は、①生活困難と家庭崩壊の子どもは、小学生の早い段階から学力・生活力の習得で遅れ、中学校では学力不振、不登校、非行等の問題を抱えて、高校進学を諦めてしまうこと、②中卒後に社会に放り出されて社会的自立を求められるが、就職先のなさが社会的自立を阻害していること、③早すぎる性体験と妊娠・若年の母子世帯として出現していることを貧困の二世帯化、貧困の再生産の背景として分析している⁽³⁾。馬咲子は、子どもの貧困削減の政策のひとつとして、全ての子どもが高校を卒業できる条件整備を求めている⁽⁴⁾。具体的には、子どもの高校進学・高校教育の保障を実質化していくために奨学金等の就学援助制度の拡充整備を提言している。また、中嶋哲彦は、まず、「貧困の連鎖」を「貧困な家庭的・社会的環境で育った人々が貧困から抜け出す手立てを獲得できず次の世代にも貧困を受け渡している現象」と説明した上で、被保護世帯の子どもの高校進学率は87.5%（全国平均98.0%）に止まっていることを報告している。中嶋は、被保護世帯の子どもの高校進学率は都道府県間にも大きな差異がみ

られることを指摘し、こうした高校進学率に格差があるのは、小中学校時代での学力形成が不十分であること、生業扶助では高校修学に必要な経費がまかないきれないこと、保護世帯の子どもの大学進学への公的補助はなく高校進学後の展望が描きにくいこと、といった事情を挙げている⁽⁵⁾。これらの改善のためには、政府介入が期待される場所であるが、小泉・安部政権の下で進められた「構造改革」と行政のスリム化、国民意識の中にある「貧困＝自己責任」論により、格差・貧困の是正・緩和政策は十分な展開をみせていないと述べている⁽⁶⁾。

以上の言説に共通していることは、貧困対策としての教育の重要性であり、義務教育終了に続く高校教育をどのように保障していくのかという政策提言である。これらは、生活困窮世帯の子どもの多くが、中卒後の不安定な生活の中で「貧困」を断ち切れないうまま、貧困の再生産に登場する実態から、高卒程度の学力を保障して社会に送り出していくことで、就業につなげ、自立した社会人を期待しているのである。

2. 子どもの貧困対策の展開

先述の識者の指摘を十分に反映しているわけではないが、行政施策としては、被生活保護世帯の高校生には就学費が支給され、児童養護施設の高中生には特別育成費として就学費が支給されている。これらの就学支給制度成立の背景には、子どもの貧困の連鎖・再生産を生まないだけでなく、被生活保護世帯の社会的自立の観点からも高校就学援助の声が強くあったからである。「子ども・若者育成支援推進法」（2009年7月）は、小中高校生に学習支援費の支給も始まり、2010年から中学生勉強会等の学習支援を「生活保護自立支援事業」の対象とした。こ

* 公立大学法人 名桜大学教員養成支援センター
連絡先：〒904-2241 うるま市字兼筒段775-2 E-mail: kano@meio-u.ac.jp

れら一連の行政施策の展開の延長線上に、生活困窮世帯の子どもに対して国と自治体が協力して、教育支援、生活支援、勤労支援、経済的支援等の施策を策定し、実施することを義務づけて成立したのが、「子どもの貧困対策の推進に関する法」(2013年6月)である。同法には、政府の貧困対策の具体的な方向づけがなされていない、貧困削減目標の明示とその達成を義務づけたりする構造にはなっていない等の課題もあるが⁽⁷⁾、子どもの貧困克服に向けての施策が国や自治体が責任をもって始めたということに対しては、一定の評価を加えてもよいだろう。また、生活困窮者自立支援法(2015年4月1日施行)は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを目的として成立した。こうした貧困対策に関わる法制度の整備は、社会的排除の克服に向けた対社会に対するアプローチとして位置づけることができる。

3. 沖縄における貧困問題

—大学と自治体の連携による対策—

子どもの貧困問題が注目されている中、一人当たりの県民所得が全国の約7割、離婚率全国一(平成23年厚生労働省人口動態調査)、被生活保護世帯の急増の沖縄は、深刻な状況にある。県内の地区別格差も顕在化し、特に市町村民所得をみれば、離島や山間部が多い沖縄本島北部地区は、県の所得水準100の基準の91.6であり、沖縄本島中南部と比して南北格差となって顕在化している。なお、平成22年度1人当たり市町村民所得の41市町村中、下位10自治体に北部地区市町村12のうち、6市町村(今帰仁村、大宜味村、伊平屋村、本部町、国頭村、名護市)が占めている⁽⁸⁾。

一般の高校進学率が98%以上の中、沖縄県の被保護世帯の高校進学率は、最下位の佐賀県(71.3%)、香川県(73.2%)に続いて、75.5%であり、全国で三番目に低い⁽⁹⁾。こうした状況の中で、沖縄本島北部唯一の四年制大学である名桜大学は教職課程を有するということがあって、自治体や地域からの教育・福祉に関する支援に係る要望は多い。2008年、本学と名護市は、教育連携に関する協定を締結し、

続いて2011年には、本学と恩納村、国頭村の両村と協定を締結した。これらの協定の内容は、大学と各自治体間での教育連携を円滑にするものであり、特に、自治体からの要望である、学生の学習支援ボランティアの派遣に係る事項である。2013年5月には、本学の設置主体である北部11市町村(教育委員会)と一括協定(書)を結び、北部地区と本学の教育連携の組織化の基礎が築かれたといってもよいだろう⁽¹⁰⁾。

本学と自治体間のこれまでの経過の中で、学生の地域における活動が期待され、近年では、補習塾・学習塾のない自治体やへき地校からも学生の派遣要請がある⁽¹¹⁾。大学から遠距離にある一部の自治体は、学生の交通費及び謝金を補助しているが、多くの学生は、無償で学習支援活動を行っている。学生の学校支援が本格化している中、名護市社会福祉課保護係から、被生活保護世帯の児童生徒への学習支援の依頼があった。学内の教職課程運営部局で検討した結果、市内の自治公民館や社会福祉施設において、小中学生十数名に対して学生を派遣し、学習支援活動を始めた。この支援活動は、現在に至るまで継続しているが、この間、地元銀行の助成を得て、学内での学習支援とレク活動を合わせた事業を2回実施した⁽¹²⁾。

沖縄の生活困窮世帯の多さ、困窮世帯の子どもの高校進学率の低迷は、北部地区では、実に切実な問題である。義務教育終了後の彼(女)らが、潜在的なニートの予備軍として、あるいは、生活保護費の支給対象者となる可能性も大きいという福祉関係者の声は、切迫感があった。以上の実情をふまえて大学の教職担当者と名護市社会福祉課保護係との間で議論した結果、学内に被生活保護世帯の生徒を対象とした「名護市学習支援教室びゅあ(以下「支援教室びゅあ」と略)」を開設した⁽¹³⁾。「支援教室びゅあ」の経費は全て名護市が負担し、本学は、学内の教室とボランティア学生を提供する。自治体と大学の連携事業による生活困窮世帯の子ども支援は、県内では初の試みであり⁽¹⁴⁾、試行錯誤を重ねての実践活動を進めている。

本稿は、2013年度(平成25年度)5月に開設した「支援教室びゅあ」の設立の背景、目的と運営、生徒への支援活動の実際、学生の学び、課題と展望につ

いて報告する。

4. 学習支援教室の設立の背景

支援教室びゅあの設立の背景には、名護市の生活困窮世帯の実態に研究者や市民が大きな関心を見せたことがひとつの契機であった。その契機とは、本学の附属機関である総合研究所社会政策部門による市民向けの公開シンポジウムであった。シンポジウムは、「沖縄から考える貧困と格差 — 沖縄の貧困の現状と、そこからの脱出 —」（2012年2月12日開催）をテーマとしたものである。シンポジストの東江靖典（名護市役所社会福祉課保護係）は、日常の業務から得られた知見を報告した⁽¹⁵⁾。それは、①所得格差による教育格差が生じ、次の格差とつながり、貧困の連鎖を生んでいること。名護市の場合、3世代に渡り、被生活保護世帯が続いている割合は2割に上っていること。②沖縄県の高校進学率の平均が94～95%で推移している一方、名護市では77～93%で低迷していること、また生活保護世帯の生活習慣や教育環境の改善が必要であり、就学動機の低い世帯への積極的な働きかけが「支援策」として求められていること、以上であった。特に、近年、沖縄では社会保障費たる生活保護費は増加し⁽¹⁶⁾、困窮世帯は益々厳しさを増している。

東江によると（表1）、名護市の101の被保護世帯中、受給歴（親が受給していた）がある世帯は15、就労をしている世帯は33である。母親の学歴は、高卒（53世帯）が半数を占め、次に中卒（38世帯）と続き、高等教育機関に進学している割合は少数である。複数の子がいる割合は6割である。これらの実態から、被生活保護世帯の親の多くは無職且つ多産多子であり、中学卒若しくは高校卒の学歴が9割を占めていることがわかる。今日の大学や専門学校等を含む高等教育機関の学費は高額であるため、被保護世帯の家庭から進学させることは困難な状況である。また昨今の就職状況の悪化から、中学卒の

雇用条件はより厳しさを増している。東江は、被保護世帯の子どもを中学卒から高校卒へつなげる支援策が早急に必要であることを力説した。

シンポジウム終了後、東江ら社会福祉行政の担当者と大学関係者、学習支援ボランティア学生が集い、ダイレクトに子どもを支援する策として無償の「支援教室びゅあ」の立ち上げが検討された。そこでは、あらためて子ども時の貧困が教育機会の喪失と低所得・低生活水準につながる結果となり、「貧困の連鎖」が起こっていることが確認された。「貧困の連鎖」を断ち切るためのひとつの方策として、名護市は、「支援教室びゅあ」を設立したのである。

5. 支援教室びゅあに対する保護者の期待

支援教室びゅあに子どもを参加させる保護者は、この事業に対してどのような期待を寄せているだろうか。市役所保護係の聞き取りによると⁽¹⁷⁾、支援教室に通わせている中学生の母親は次のように述べている。

a 家庭で勉強を教えてあげることができないし、大学生に教えてもらえるならいいと思いました。本人の進路は決まっています、それに向けて前向きに応援したい。ただ、塾代を準備することができません。その他、習い事もさせてあげたいけど、その費用も準備することができない状況です。

中2女子の母親（40代、平成25年4月19日）

b これまで兄弟を塾に行かせることが出来ませんでした。本人が学力を上げることを望んでいるが、塾等に通わせることができません。学校以外で、学習の場を提供してあげたかったので、大学の支援教室に通わせることにしました。

中2女子、中3男子の母親（40代、平成25年4月23日）

c 子どもは受験生であるが、塾に通わせることができません。本人に学習意欲が出始めたため、大学

表1. 名護市生活保護世帯（0～18歳の子を持つ世帯）※社会福祉課による集計（平成25年1月現在）

世帯主情報		養育者最終学歴（母親優先）						世帯の子どもの人数				
受給歴	就労中	中卒	高卒	専門卒	短大卒	大卒	不明	1人	2人	3人	4人	5人以上
15	33	38	53	4	2	4	0	43	27	16	10	5
101	101	101						101				

の教室に行かせることにしました。

中3女子の母親(30代、平成25年5月1日)

3名の母親の声を紹介したが、共通して言えることは、塾等に通わせる経済的な余裕がないことである。支援教室びゅあは、無料であるため、経済的な負担は生じない。そのことが母親の経済的な負担感を打ち消し、子どもの支援事業を前向きにとらえさせることになっている。母親aの「習い事もさせてあげたい」の声は、習い事＝経済的な負担がかかる、という側面を如実に語るものであり、本事業の学習支援の内容(メニュー)を今後、どのように編成していくかに係る貴重な声である。学校外での子どもの習い事(スイミング、習字等)は、名護市においても盛況であるが、生活困窮の世帯では、経済的な理由から習い事に通わせることができない。上記は、限られた保護者の声であるが、学習塾を含めた習い事を子どもに提供したいが、経済的な理由によりそれが困難な状況にあるジレンマを抱えていることが理解できる。

6. 支援教室びゅあの目的と運営

支援教室びゅあの目的は、①生活困窮世帯の中学生の基礎的な学力の定着を目指し、高校受験を通過できるだけの学力保障を目指している。同時に、②中学生にとってほとんどなじみのない大学で、ボランティア学生との交流を通して、自らの進路を考える機会を持たせること、そして日常生活では得られない体験活動を豊かにしていきたいという主催者側の目的がある。①に関していうと、名護市内の被保護世帯の児童生徒の母親の学歴は、高校中退若しくは中学卒業程度に止まっており、その子どもの学歴形成もきわめて厳しい。母親の低学歴による就労の不安定さにあって、若年にして出産、そして生活不安を抱え、生活保護受給予備軍が形成されている状況を改善していきたいという保護係担当者の声は、切実である。②に関して述べると、困窮世帯の子どもの社会体験の乏しさが指摘されているが、それを少しでも補えるように、大学や学生との交流、又は大学生と中学生との協同的なイベント・レク活動等を実施した。2013年度は、大学と市役所保護係との連携により、「社会性育成プログラム」の一環で、名

桜大学一日プログラムを実施した。また、「沖縄の歴史と文化を体験的に学び合う大学生と中学生の交流の旅」を実施した⁽¹⁸⁾。これは、沖縄県平和祈念資料館や海軍壕等を巡り、沖縄戦と基地問題、平和について中学生と大学生が共に考える学習会であった。宿泊を伴う学習経験は、中学生にとって大学生とのあらたにふれ合う機会であり、貴重な社会体験であった。大学生と中学生の縦の関係を構築し、日常的に関わり合えるつながりをつくりだしていくことが、この旅の目的であった。

支援教室びゅあは、大学の教室で行われている。2013年5月に開設、毎週3回、午後6時～8時の2時間、学生による中学生への学習支援である。前半50分の授業後、休憩時間10分、後半50分の授業である。支援員は、教職を履修している学生で、2～4年次の12名である。学生は、学内の学習支援ボランティアサークル／びゅあ・サポート(顧問：嘉納英明)の学生であり、これまでも名護市内外の学校や生活困窮世帯の子ども支援の経験がある。学生は、生活保護世帯の生徒を対象にすることから、プライバシーに配慮した学習支援の方法や生活保護(法)に関する基礎的な知識は、保護係職員との学習会で学んでいる。随時、サークルの顧問と会員の情報交換を行い、適宜、市役所保護係との情報交換や連絡調整も行っている。

学習支援の対象者は、名護市内の生活保護世帯と準要保護世帯、ひとり親世帯の中学生である(次頁「図1. 名護市学習支援教室びゅあ運営図」参照)。保護係と教育委員会は、学習支援教室の趣旨を生徒と保護者に説明し、保護者の了解を受けて中学生への学習指導を行っている。名護市の被生活保護世帯数963(平成24年3月31日)、被保護世帯の1～3年生の中学生51名(平成25年4月1日)中、17名であることから、学習支援塾の対象者は、全体の1/3である。生徒は、保護係の手配した巡回バス(中型路線バスの借用)に乗り、来学する。本学は市街地から離れているため、徒歩通学は不可である。本事業に係る予算は、社会福祉課保護係により確保され、平成25年度の予算額は400万円である。予算の8割は、巡回バス借用に充てられ、2割は、教室備え付けのコピー機(リース)、参考書、生徒の保険、消耗品等である。学生手当(一日千円)は、市教育委員会予

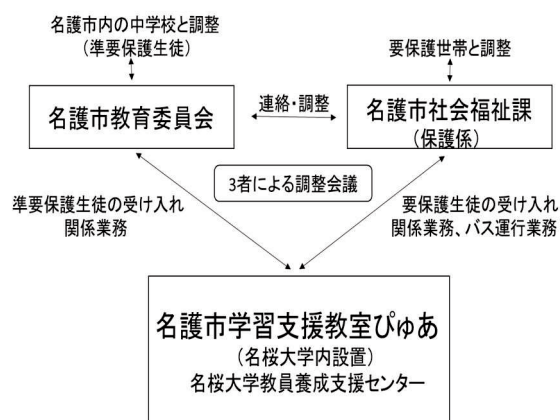


図1. 名護市学習支援教室びゅあ運営図

算（70万円）から充てられている。光熱費は、大学負担である。生徒の保険については、保護係社会支援員が加入手続きを行い、学生の保険は、大学のボランティア保険を適用している。

7. 学習支援活動の実際

(1) 支援活動の実際

支援教室びゅあの活動は、週3回である。高校受験前は、学習支援日を追加する予定で組まれている。名護市は広域であるため、久辺地区、市街地区、屋我地地区の3つのブロックに分け、久辺地区の中学生は月曜日、名護市街地区の中学生は水曜日、屋我地地区の中学生は金曜日にバスに乗り、来学する。生徒にとっては、毎週1回の支援活動である。そのため、基礎学力向上のための「漢字検定」や高校受験の過去問（基礎的な領域）等を中心に進めている。支援教室びゅあは、本学の教員養成支援センターの隣室であり、センターの専任教職員からの対応も期待できる。ボランティアの学生は、一人で複数の生徒を担当し、毎回、生徒の学習状況・進捗状況を個人記録カードに記入後、毎回の学習会議後、ミーティングで情報を共有している。

(2) 中学生の変容と学生の学び

名護市保護係、市教育委員会、大学との間の調整会議では、教室運営に係る諸問題が提起され、議論を積み重ねて対応を考えるシステムを採用している。その際、行政の立場で問題解決が処理される性質のものと、教室運営の実践上の課題は峻別され、後者については、直接、生徒と関わっている学生と

大学側の主体的な取り組みが期待される。しかし、いずれの場合も、行政、学生、大学の3者が問題を共有する場であることには変わりはない。2013年度の総括の場では、支援活動に関わっている学生からみた中学生の変容と学生自身の学びについて次のような意見が出た。

<学生のふりかえり—中学生の変容について—>

S1（中学生の学習意欲の高まりと貴重な居場所）中学生の学力的な効果はまだ出ていないような気がする。生徒の学力的な保障には程遠いが、学習意欲が出てきているのは確かだと思う。質問してくる子や「勉強は楽しい」とメモ日記を記す子もいる。ただ、「びゅあ」に来るのが楽しいという声も確かにあり、中学生にとっても貴重な居場所になっているのではないか。「びゅあ」に最初に来た頃は、表情を見せないポーカフェイスであった子も、今は、笑顔を見せてくれる。小学校5年生の時から不登校だった生徒が、「びゅあ」には来ている。まだ、学校には登校できていないが、「びゅあ」には来ている。

S2（コミュニケーション力の向上）「びゅあ」に来る中学生は、学校がそれぞれ違うので、通っている生徒同士が刺激しあっていて、良いのではないかと思う。生徒が私たちによく話すようになったし、生徒のコミュニケーション力の高まりを強く感じる。「びゅあ」に入る前は、家族との会話が乏しかったという子がいたが、「びゅあ」に入って、「びゅあ」のことや大学生の話題を話したりしているようだ。「びゅあ」でも話しかけてくるようになった。

S3（学生の積極的な関わり）生徒に積極的に関わること、かまってあげることが大切ではないだろうか。学生を頼りにしている面もあるので、それに応えていくことも大切だと思う。こうした中学生は、普段、他の人と意外と関わりのない子が多いかもしれない。

<学生の学び—支援活動を通して—>

S4（生徒の行動の意味を考える）「びゅあ」という学習支援ボランティアで、様々なことに挑戦できる機会があることにやりがいを感じている。自分達自身もどのような支援活動ができるのか、これを考えながら行動できる。授業の冒頭で、新聞の「コラム」

を活用しての導入をしたりしているが、これこそ、教育実習みたいであるし、次の生徒の行動や考え方を考えながら、生徒と関わることが出来はじめているのは、とても自分にとって大きな収穫になっている。

S5 (個々の生徒にあった対応) 生徒との接し方を、本当に身をもって学んでいる。支援活動を始める前の中学生のイメージは、こちら側から指示を出していく一方的なものであったが、教室には、発達障害の子や難聴の子どももいる。個々の生徒に合わせた対応の仕方を学んでいる。最初は、中学生に対して手取り足取り教えていた感じだったけど、その子の性格や考え方が、少しずつ分かるようになって、距離感を考えながら接するようになった。具体的に言えば、教える時はもちろん教えるけど、課題を与えて、自分で挑戦させたり、困った感を出している時には、そっと近づいて教えたり。なんとなく、中学生の関わり方が分かってきたような感じです。

S6 (中学生が求めていること) 今の中学生が求めていることが、目の前の中学生と接していて、わかり始めている。将来、中学校の教師になりたい私にとって、貴重な経験の場である。

S7 (自分と中学生との違い) 最初、「学習意欲のない中学生」、「自分は邪魔、自分は必要とされていないと感じている中学生」と接して、正直、たじろいだ自分がいました。自分は、家族の愛情たっぷりの中で育てられ、色々な習い事もしてきました。今の中学生との落差というか、違いを強く感じています。だけど、私自身も好きな数学だけはわかりやすいように教えたいという気持ちはあります。

「ぴゅあ」の活動に関わる学生は、生徒の学習意欲の高まりを感じ取り (S1)、また彼らの貴重な居場所 (S1) としての「ぴゅあ」の存在を評価している。「ぴゅあ」に通う生徒相互の関わり合い (S3)、学生と生徒とのコミュニケーションを図ることで (S2)、生徒理解を一層深め、相互のつながりをつくるものと認識している。「ぴゅあ」の目的は、学習塾等に通えない生活困窮世帯の生徒の学習保障であるが、支援活動を通してあらためて認識したのは、中学生にとっての学校以外の「居場所」の大切さであり、これは、不登校の生徒にとっては貴重な存在となって

いる。

ボランティアの学生は、自己の生育歴と中学時代をふりかえり、「ぴゅあ」に通う中学生との格差の状況に戸惑いつつも、自分の出来る範囲で支援活動をしていこうとする姿勢に端的にみられるもの (S7) と思う。今の中学生が考えていることや行動の意味について受け入れ (S4)、個々の生徒に合わせた対応の仕方 (S5) について考え、中学生が求めていることに傾聴する姿勢 (S6) が芽生えてきたものと思う。こうした学生の変容は、中学生との直接的な関わりを通して対人関係の柔軟性を学びつつあるものといえるだろう。しかも、その学びこそ、実際の“教育現場”から得られた知見のひとつとして、学生をより大きく成長させている。

8. 支援教室ぴゅあの課題と展望

大学と行政の連携事業「支援教室ぴゅあ」は、2013年5月に活動が始まったばかりであり、活動期間は、まだ1年間である。「ぴゅあ」は、生活困窮世帯の中学生の学習指導が主たる目的であり、高校受験を通過できるだけの学力保障を目指しているが、既に述べたように中学生の居場所としても役割を果たしつつある。また当初、対象とした子どもは、生活困窮世帯の中学生のみであったが、市教委からの依頼により、不登校の生徒、発達障害の生徒も、複数名、通っている。学年差、学力差、学校別の生徒に対して、限られた学生でどれだけ効果的な学習指導が出来るのか、つまり、多様な生徒に対しては、多様な手立てが必要とされるが、これらをどれだけ準備出来るのかが問われている。また、現在の支援活動は、予算との関係で、名護市を3ブロックに分けてそれぞれ週1回の学習指導である。実質的に週1回の指導では、何が出来るのか、実践活動を進めつつ、指導内容を合わせて検討していく必要に迫られている。

また、大学内に設置された「ぴゅあ」での学習支援活動以外でも、学生と中学生が交流をしつつ、沖縄の歴史や文化を学び合う「交流の旅」を実施した。この実現のために、外部予算を獲得して実施したが、「ぴゅあ」の活動を進めていくためにも、積極的な助成金や補助金申請、あるいは寄付や基金創設等も視野に入れる必要があるだろう。交流的・体験的な学

びが不足している中学生を様々な機会をとらえて、豊かな学びにしていくことの必要性を痛感している。

<注及び引用文献>

- (1) 阿部彩「子どもの貧困対策としての教育」(親と子と教職員の教育相談室『相談室だより』2009年、2～3頁)。
- (2) 同上、7頁。
- (3) 宮武正明「貧困の連鎖と学習支援—生活困難な家庭の児童の学習支援はなぜ大切か(2)—」『こども教育宝仙大学紀要』第4号、2013年3月、109～110頁)。
- (4) 馬咲子「子どもの貧困とセーフティネット—就学援助制度を中心として—」(『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第14号、2012年、114～119頁)。
- (5) 中嶋哲彦「子どもの貧困とどう向き合うか—教育学が引き受けるべき課題—」九州教育学会『2013年九州教育学会第65回大会 総合部会発表要旨』4～5頁。
- (6) 中嶋哲彦「子どもの貧困削減の総合的施策—教育と福祉の分裂に着目して—」日本教育行政学会研究推進委員会編『教育機会格差と教育行政』福村出版、2013年、79頁。
- (7) 前掲、中嶋哲彦「子どもの貧困とどう向き合うか—教育学が引き受けるべき課題—」11頁。
- (8) 沖縄県統計資料 WEB サイト/平成22年度沖縄県市町村民所得、平成25年5月27日公表。
- (9) 厚生労働省「生活保護制度の現状等について」第1回生活保護制度に関する国と地方の協議、2011年5月30日/2013年9月1日アクセス、<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001dmw0-att/2r9852000001do56.pdf>。
- (10) 「名桜大学と北部11市町村教育委員会の連携に関する協定書」は、大学と自治体が学校教育及び社会教育・生涯学習上の諸課題に関する基礎的・実践的な研究についての連携を行い、その成果を北部11市町村の学校及び地域社会における豊かな人間性を育む教育活動の支援と大学の教育に活用することを目的とした地域協働体制を構築するため、協定を締結した。連携内容は、教科・領域等における学習支援、クラブ及び部活動におけるスポーツ活動支援、自治公民館等における児童生徒への学習支援等である。
- (11) 本学は、沖縄本島の最北端の国頭村と恩納村の学校で、学習支援活動を展開している。国頭村では、夏期休業中、学生は村内で宿泊しながら小中学校や集落公民館で学習支援活動を行い、恩納村では、中学3年生を対象に受験指導を行っている(未来塾)。学生の交通費及び謝金は、それぞれの教育委員会の負担である。離島やへき地には、学習塾等がない地域も多く、そのため、沖縄県では、2012年度から「離島・へき地における学習支援事業」を進めている。この事業は、国頭村、伊是名村、竹富町、多良間村、南大東村、久米島町の6町村9中学校に学習指導員を派遣し、放課後や週末に受験指導を行

い、一定の成果を挙げている(「160人全員高校合格 島の離島・へき地支援効果」『琉球新報』2013年6月27日)。

- (12) 平成24年度りゅうぎん DC 地域貢献助成事業(助成金20万円)を活用しての事業を年2回実施した。開式、自己紹介、アイスブレイキング、ゲーム、昼食(BBQ)、スポーツ会、閉式のプログラムであった。参加した児童生徒は16名、学生は12名であった。
- (13) 「琉球新報」2013年2月6日。
- (14) 国内では、低所得、母子、生活保護被保護世帯にいる子どもの生活支援、教育支援を行っている自治体は、江戸川区、板橋区、埼玉県、釧路市等があるが、制度としての位置づけや財政措置も不安定である。アメリカのHead Start、英国のSure Start等は、貧困世帯への包括的な支援を導入している(駒村康平、道中隆、丸山桂「被保護母子家庭における貧困の世代間連鎖と生活上の問題」『三田学会雑誌』103巻4号、2011年1月、73頁)。
- (15) 東江靖典「名護市の生活保護世帯の現状と今後の支援について」名桜大学総合研究所社会政策部門公開シンポジウム資料、2013年2月12日、於：名護中央公民館、参加者80名。
- (16) 「琉球新報」2013年3月31日。
- (17) 名護市は平成23年度から社会支援員を配置した。支援員は非行不登校等の問題を抱えた世帯の改善に向けた支援を行うことを職責としている。具体的には、生活習慣や教育環境に問題がある、非行・不登校・保健室登校の児童・生徒、高校進学を希望する生徒に対し、訪問面談を行い、時には付き添い登校やモーニングコールを繰り返す等、就学動機の低い世帯への積極的な働きかけを行っている。
- (18) 沖縄の地で生活し、沖縄を通して日本をみていく視野を広げるためにも、異なる年齢層の中学生や大学生が、沖縄の歴史や文化を相互に学び合い、語り合い、沖縄をみつめる機会は貴重である。こうした理由により、2013年度全労済地域貢献助成事業(子ども分野、助成額30万円)を活用して、名護市学習支援教室びゅあ主催の「沖縄の歴史と文化を体験的に学び合う大学生と中学生の交流の旅」を実施した。支援教室びゅあに関わる学生による事前学習(沖縄戦、基地問題)をふまえて、平成25年12月7日(土)～8日(日)の一泊二日の日程で、沖縄戦、基地問題を中心とする沖縄理解の旅に出発した。初日は、沖縄県平和祈念資料館(糸満市)、旧海軍司令部壕(那覇市)を訪れ、二日目は、対馬丸記念館(那覇市)、沖縄国際大学(宜野湾市)からの普天間基地を視察することで、沖縄戦の追体験と基地問題を考える機会となった。参加した名護市内の中学生8名とびゅあの学生11名、引率者2名、合計21名の「交流の旅」は、寝食を共にしながら、語り合う楽しい旅になった。詳細は、『2013年全労済地域貢献助成金(子ども分野)報告書 沖縄の歴史と文化を体験的に学び合う大学生と中学生の交流の旅』2014年2月。